

第8回
市町村による原子力安全対策に関する研究会
資料
(安全協定について)

1 検討経緯(1)

1 全国では、福島第一原発事故後、立地自治体並みの安全協定を締結した事例はない。

(1) 安全協定

- 鳥取県、福岡県、長崎県、唐津市など、原発立地自治体以外で安全協定を締結。しかし、いずれも立地自治体並みの協定締結には至っていない。
- 特に、「計画等の報告に基づく事前了解」及び「立入調査及び適正な措置要求」について大きな開きがある。

・計画等の報告に基づく事前了解 ⇒ 報告 ・立入調査及び適正な措置要求 ⇒ 現地確認

【現地確認における全国の先進事例】

- ① 鳥取県・境港市(30km)・米子市(30km)の安全協定では、**現地確認は、県と2市で実施。**
- ② 福岡県・糸島市(30km)・福岡市(40km)の安全協定と長崎県・松浦市(10km)・佐世保市(30km)・平戸市(30km)・壱岐市(30km)の安全協定では、**現地確認は県のみ実施。県は、結果を協定締結市へ連絡する。**
- 鳥取県・境港市・米子市では、本年1月、島根原発の異常時の通報を受け、安全協定に基づく「**現地確認**」を実施。中電と相互に意見交換を行った。
- 北海道や石川県内の原発から30km圏市町村などは立地自治体並みの安全協定締結を目指すも、協定の締結までには至っていない。

(2) 通報連絡協定

- 新潟県28市町村が通報連絡協定を締結した後、長野県、関西広域連合、奈良県、熊本県、栃木県において、通報連絡協定を締結。
- 長野県、栃木県の通報連絡協定において、**平常時の連絡の場として、県と電力事業者による「連絡会の設置」**が盛り込まれている。

1 検討経緯(2)

2 原発立地自治体である新潟県・柏崎市・刈羽村では、県技術委員会などにより、原発の安全性の確保に努めてきた実績がある。

○ 新潟県、柏崎市、刈羽村、東京電力が締結した安全協定では、県技術委員会の助言・指導に基づき対応を実施。

・ まず、県・柏崎市・刈羽村の職員が状況確認を実施。

※ 定期(毎月、毎年度)、随時(事故・故障発生時等、年2回程度)

・ さらに、安全性に問題がある場合は、県技術委員会の立会いのもと、立入調査を実施。

その後、技術委員会の助言・指導を受け、県・柏崎市・刈羽村で十分協議の上、県の名において適正な措置要求を発動。

※ S58の安全協定締結以来の実績

立入調査 …… 2回実施 (H14 トラブル隠し、H19 中越沖地震)

適正な措置要求 …… 1回実施 (H19 中越沖地震後の運転再開に関する事前了解)

○ また、状況確認の一環として、県、柏崎市、刈羽村は、東京電力から年間通した運転保守状況等について報告を受けている。

※ 平成24年度は、8月2日、東電サービスホールで開催。東電から状況説明を受けたのち、防潮堤等の現地視察を実施。

3 平成24年6月9日に開催した第7回市町村研究会において、「原発からの距離に応じた内容の安全協定を目指す。」ことで合意。

2 「安全協定」に関する基本的な考え方について

1 基本方針(案)

住民の安全・安心を守るため、市町村は連携し、原発の安全性の確保を事業者や国に求め続けていく必要がある。したがって、これまでの検討経緯を踏まえ、『安全協定』については、第一に「市町村が直接、事業者にももの言う機会を設ける」、第二に「全市町村が足並みを揃える」ことを重視し、早期の協定締結を目指すこととしたい。一方、あわせて、安全協定の在り方について、引き続き、国に求め続けていく必要がある。

2 協定内容(案)

(1) 平常時の対応

安全対策に関する説明や意見交換などを行うために、**28市町村と東電が「連絡会」を設置する。**

この連絡会は、定期的な会合に加え、市町村の求めに応じて不定期も開催。

(2) 異常時の対応

① 東電からの通報連絡

2月に締結した「通報連絡協定」を引き継ぎ、異常時には東電から市町村へ通報が入るものとする。

② 「現地確認」の実施

電力事業者から異常時の通報を受け、立地自治体が立入調査などを実施するような場合においては、**原則30km圏域の市町村は、「現地確認と意見交換」をできるものとする。**

※ 立地自治体(新潟県、柏崎市、刈羽村)との連携

立地自治体は、事業者と安全協定を昭和58年に締結し、安全確保について重責を担ってきた。一方、立地以外の自治体はこれからとなる。したがって、協定の運用については、立地自治体との連携を検討しながら進めていくこととしたい。(例:可能な場合は、連絡会議、立入調査・現地確認の合同開催の実施など)

参考 計画等の報告に基づく事前了解(全国の先進事例)

新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力の安全協定(抜粋)

東電は、原子力発電施設及びこれと関連する施設を新增設をしようとするとき又は変更するときは、**事前に、県及び柏崎市、刈羽村の了解を得るものとする。**(第3条)

※ 定期検査後の再稼動に関する「地元自治体の了承」という項目はない。原子力安全・保安院、県、東電に確認したところ、地元が再稼動を了承する際の根拠は、法律や安全協定ではなく、社会的判断に基づくものと考えている。

立地自治体以外の安全協定(抜粋)

○ 鳥取県・米子市・境港市 (平成23年12月25日)

- ・ 中電は、次の事項について、**県、米子市、境港市に報告し、相互に意見を述べる**ことができる。
 - ① 土地利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - ② 原子炉施設の重要な変更
 - ③ 原子炉の解体
- ・ 中電は、県、米子市、境港市に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性物質の輸送計画等を事前に連絡する。

○ 福岡県・福岡市・糸島市 (平成24年4月2日)

- ・ 九電は、県に対し、覚書に定めるところにより**平常時の情報提供を行う**。県は、**福岡市、糸島市へ速やかにその内容を連絡する**。
 - ① 原子炉施設の変更
 - ② 土地利用計画、冷却水の取排水計画の変更
 - ③ 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画を策定しようとするとき

○ 長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市 (平成24年6月9日)

- ・ 九電は、**県と松浦市に対し、覚書に定めるところにより事前説明を行い、相互に意見を述べる**ことができる。
 - ① 原子炉施設の変更
 - ② 土地の利用計画、冷却水の取排水計画の変更
 - ③ 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画を策定しようとするとき
- ・ **県は、佐世保市、平戸市、壱岐市へ事前説明を受けた内容を速やかに連絡する**。

参考「立入調査に基づく適正な措置の要求」(全国の先進事例)

新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力の安全協定(抜粋)

- 立入調査等 (第10条)
 - ・ 県又は、柏崎市、刈羽村は、以下の場合、東電に対し報告を求め、又は発電所へ立入調査を行うことができる。
 - ① 発電所周辺の環境放射線及び温排水等に関し、異常な事態が生じた場合又は必要と認めた場合
 - ② 発電所の運転、保守及び管理の状況等について、特に必要と認めた場合
- 適正な措置の要求 (第14条)
 - ・ 県又は、柏崎市、刈羽村は、立入調査の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、東電に対し、**県の名において、原子炉の運転停止を含む適正な措置を講ずることを求めることができる。また、東電は、誠意をもって応ずる。**
 - ・ 上記に基づき運転を停止した原子炉の運転を再開する場合は、**東電は事前に県と協議する。**
 - ・ 県は協議を受けた場合、柏崎市、刈羽村と十分協議を行い、**県の名において、結果を東電に通知する。**



立地自治体以外の安全協定(抜粋)

- 鳥取県・米子市・境港市 (平成23年12月25日)
 - ・ 県、米子市及び境港市は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、中電に対し報告を求め、又は、職員を発電所に**現地確認**をさせることができる。そこでは、**相互に意見を述べる**ことができる。
- 福岡県・福岡市・糸島市 (平成24年4月2日)
 - ・ 県は、**原災法の施行に必要な限度**において、その職員を発電所に**現地確認**させることができる。そこでは、**相互に意見を述べる**ことができる。
 - ・ 県は、**現地確認を行う場合は、福岡市、糸島市に対し事前に通報するとともに、現地確認の結果を連絡する。**
- 長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市 (平成24年6月9日)
 - ・ 県は、**原災法の施行に必要な限度**において、その職員を発電所に**立入検査**させることができる。
 - ・ 県は、**現地確認を行う場合には、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市に対し事前に通報するとともに、現地確認の結果を連絡する。**

参考 通報連絡協定における「平常時の連絡体制」(全国の先進事例)

立地自治体以外の通報連絡協定(抜粋)

○ 長野県（平成24年2月15日）

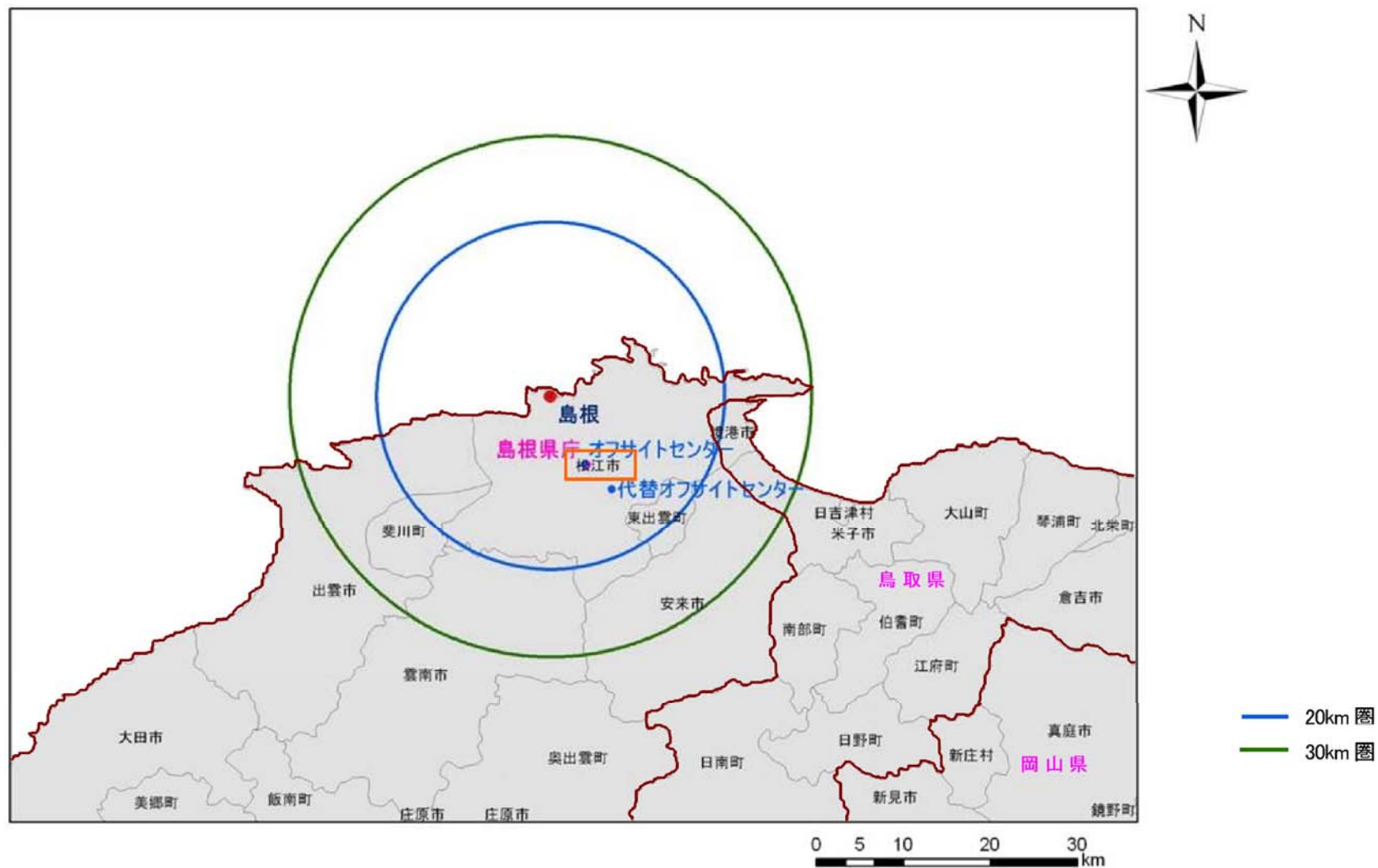
- ・ 県と東電は、それぞれの実務者で構成する発電所に係る連絡会を定期的に開催し、相互の連携の強化を図るものとする。
- ・ 連絡会の運営に当たっては、県が東電に対し協力を求めた場合は、東電はこれに応ずるものとする。
- ・ 連絡会において、東電は県に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告する。
 - ① 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
 - ② 発電所その他原子力発電所の安全確保対策に係る計画及びその実施状況
 - ③ 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

○ 栃木県（平成24年8月1日）

- ・ 県と東電は、それぞれの実務担当で構成する発電所に係る連絡会を定期的に開催し、相互の連携の強化を図るものとする。
- ・ 連絡会の運営に当たって、県が東電に協力を求めた場合は、東電はこれに応ずるものとする。
- ・ 連絡会の日時、場所(発電所を含む)、協議内容等は、県と東電が協議の上決定する。
- ・ 県は必要があると認める場合は、県の指定する市町村の職員を連絡会に参加させることができる。
- ・ 連絡会では、東電は、県に対し、発電所の現状及び安全確保対策に係る事項について報告する。

※ 栃木県は、同様の通報連絡協定を8月3日付で日本原子力発電(株)と締結している。

参考 島根原発周辺位置図(鳥取県、米子市、境港市)



(出典 原子力安全・保安院 平成23年9月14日 防WG第4-4号)

参考 玄海原発周辺位置図

(福岡県、福岡市、糸島市、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市)

